

市第 227 号議案

横浜市手数料条例の一部改正

横浜市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年 3 月15日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年 3 月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 134 号中「及び第 139 号の22」を「、第 139 号の22、第 139 号の25及び第 139 号の28」に改め、同条第 139 号の11中「認定申請手数料（」の次に「住宅を新築する場合で、かつ、」を、「次号」の次に「から第 139 号の12の 2 まで」を加え、「同号」を「次号から第 139 号の12の 2 まで」に改め、同号ア中「基準」の次に「（同項第 1 号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあつては、建築しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示第 209 号）第 3 の 1 (2)、 2 (2)、 3 (2)、 4 (2)、 5 (2)及び 6 (2)に定める措置又はこれらと同等以上の措置が講じられたものであることに限る。）（第 139 号の13及び第 139 号の14において「長期優良住宅新築基準」という。）」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の11の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の

認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築する場合で、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を同時申請住戸数で除して得た額とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる基準（同項第 1 号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあつては、建築しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準第 3 の 1 (3)、2 (3)、3 (3)、4 (3)、5 (3) 及び 6 (3) に定める措置又はこれらと同等以上の措置が講じられたものであることに限る。）（第 139 号の 13 の 2 及び第 139 号の 14 の 2 において「長期優良住宅増改築基準」という。）に適合していることについて、あら

かじめ住宅の品質確保の促進
等に関する法律第 5 条第 1 項
に規定する登録住宅性能評価
機関による審査を受けた場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき 。	同	9, 100円
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	18, 000円
(ロ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	32, 000円
(ハ) 同 11 戸以上 30 戸以下のとき。	同	46, 000円
(ニ) 同 31 戸以上 50 戸以下のとき。	同	87, 000円
(ホ) 同 51 戸以上 10 0 戸以下のとき。	同	150, 000円
(ヘ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	250, 000円
(ヘ) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	300, 000円
(ヘ) 同 301 戸以上 のとき。	同	320, 000円
イ ア以外の場合		
(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき 。	同	68, 000円

(イ) 同	2 戸以上 5 戸以下のとき。	同	160,000 円
(ロ) 同	6 戸以上 10 戸以下のとき。	同	260,000 円
(ハ) 同	11 戸以上 30 戸以下のとき。	同	510,000 円
(ニ) 同	31 戸以上 50 戸以下のとき。	同	910,000 円
(ホ) 同	51 戸以上 100 戸以下のとき。	同	1,600,000 円
(ヘ) 同	101 戸以上 200 戸以下のとき。	同	2,900,000 円
(ヘ) 同	201 戸以上 300 戸以下のとき。	同	4,100,000 円
(ヘ) 同	301 戸以上のとき。	同	5,000,000 円

第 2 条第 139 号の 12 中「認定申請手数料（」の次に「住宅を新築する場合で、かつ、」を加え、「前号アからウまで」を「第 139 号の 11 アからウまで」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、「次に掲げる額を合計した額」の次に「を同時申請住戸数で除して得た額」を加え、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の 12 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の

認定申請手数料（住宅を増築し、又は改築する場合で、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）

1 件につき建築物の住戸の総数に応じ第 139 号の 11 の 2 ア又はイに掲げる額と長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ前号アからウまでに掲げる額を合計した額を同時申請住戸数で除して得た額

第 2 条第 139 号の 13 中「同条第 2 項」を「既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 3 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法第 9 条第 1 項の規定による場合を除く。）で、かつ、同法第 8 条第 2 項」に改め、「で、かつ、同法第 9 条第 1 項の規定による場合以外の場合」を削り、「同法第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく認定」を「当該認定」に改め、「次号」の次に「から第 139 号の 14 の 2 まで」を加え、「同号」を「次号から第 139 号の 14 の 2 まで」に改め、同号ア中「長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる基準」を「長期優良住宅新築基準」に改め、同号の次に次の 1 号を加える。

(139) の13の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法第9条第1項の規定による場合を除く。）で、かつ、同法第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を既認定住戸数で除して得た額とする。

ア 長期優良住宅増改築基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた

場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき			
。	同		4,500円
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同		9,000円
(ロ) 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	同		16,000円
(ハ) 同 11 戸以上 30 戸以下のとき。	同		23,000円
(ニ) 同 31 戸以上 50 戸以下のとき。	同		43,500円
(ホ) 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	同		75,000円
(ヘ) 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	同		125,000円
(ヘ) 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	同		150,000円
(ヘ) 同 301 戸以上のとき。	同		160,000円

イ ア以外の場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき			
。	同		34,000円
(イ) 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	同		80,000円
(ロ) 同 6 戸以上 10			

	戸以下のとき。	同	130,000円
(エ)	同 11戸以上30		
	戸以下のとき。	同	255,000円
(オ)	同 31戸以上50		
	戸以下のとき。	同	455,000円
(カ)	同 51戸以上10		
	0戸以下のとき。	同	800,000円
(キ)	同 101戸以上		
	200戸以下のとき。	同	1,450,000円
(ク)	同 201戸以上		
	300戸以下のとき。	同	2,050,000円
(ケ)	同 301戸以上		
	のとき。	同	2,500,000円

第2条第139号の14中「同条第2項」を「既に長期優良住宅新築基準に適合することにより同法第5条第1項から第3項まで（同法第8条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項」に、「前号アからウまで」を「第139号の13アからウまで」に改め、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、「次に掲げる額を合計した額」の次に「を既認定住戸数で除して得た額」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(139) の14の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手

数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 3 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）

1 件につき建築物の住戸の総数に応じ第 139 号の 13 の 2 ア又はイに掲げる額と長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ前号アからウまでに掲げる額を合計した額を既認定住戸数で除して得た額

第 2 条第 139 号の 17 ア中「住宅（）」の次に「1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅で、」を加え、「及び第 139 号の 21」を「、第 139 号の 21、第 139 号の 23、第 139 号の 24、第 139 号の 26、第 139 号の 27 及び第 139 号の 29」に改め、同号イ中「共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号、次号、

第 139 号の20及び第 139 号の21において同じ。) 」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、同号イ(ア)中「第 139 号の20及び第 139 号の21」を「第 139 号の23及び第 139 号の24」に改め、同号ウ中「当該申請に係る」を「当該建築物に係る」に改め、同号ウ(イ)中「共同住宅等の」を削り、同号ウ(イ)中「共同住宅等の」を「住宅の用途に供する部分のうち」に改め、同号ウ(イ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) b から e までの規定中「を越え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) f 中「を越える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) b から e までの規定中「を越え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) f 中「を越える」を「以上の」に改め、同条第139 号の18アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。 1 件につき 34,000円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。 同 38,000円

第 2 条第 139 号の18イ中「共同住宅等」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、同号ウ中「当該申請に係る」を「当該建築物に係る」に改め、同号ウ(ア)中「共同住宅等の」を削り、同号ウ(イ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) b から e までの規定中「を越え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) f 中「を越える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ) a から f まで以外の部分中「非住宅部分」の次に「(当該評価方法が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第 1

号。第 139 号の 29 において「基準省令」という。) 第 8 条第 1 号イ (2) 及びロ (2) の基準 (工場等にあつては、同号ロ (2) の基準に限る。) による評価方法 (以下この号、第 139 号の 21、第 139 号の 24 及び第 139 号の 27 において「モデル建物法」という。) のものを除く。) 」を加え、同号ウ (ウ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ (ウ) b から e までの規定中「を超え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ (ウ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号に次のように加える。

(エ) 非住宅部分 (当該評価方法がモデル建物法のものに限る。)

a 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

97,000円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

160,000円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

260,000円

d 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル

ル未満のとき。 330,000円

e 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。

390,000円

f 同

25,000平方メートル以上のとき。

470,000円

第2条第139号の20イ中「共同住宅等」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、「限る。）」の次に「は、1件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額」を加え、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

(ア) 住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。

2,400円

b 同

2戸以上5戸以下の

とき。	4,800円
c 同 6戸以上10戸以下の とき。	8,000円
d 同 11戸以上25戸以下の とき。	13,500円
e 同 26戸以上50戸以下の とき。	22,500円
f 同 51戸以上100戸以下 のとき。	40,500円
g 同 101戸以上200戸以 下のとき。	65,000円
h 同 201戸以上300戸以 下のとき。	80,000円
i 同 301戸以上のとき。	85,000円
(イ) (7)以外の住戸部分（当該 申請において変更する部分 に限る。）	当該住戸部分の住戸の数に 応じ第139号の17イに掲げ

る額

第 2 条第 139 号の20イ(ウ)から(ケ)までを削り、同号ウ中「当該申請に係る」を「当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係る」に改め、同号ウ(ア)中「共同住宅等の」を削り、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項（同法第55条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定」を「当該認定」に改め、同号ウ(イ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) b から e までの規定中「を超え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) b から e までの規定中「を超え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(エ)中「共同住宅等の」を削り、同条第 139 号の21アを次のように改める。

ア 一戸建ての住宅の場合

- | | | |
|------------------------------|--------|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 1 件につき | 17,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 | 同 | 19,000円 |

第 2 条第 139 号の21イ中「共同住宅等」を「一戸建ての住宅以外の建築物」に改め、「限る。）」の次に「は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額」を加え、同号イ(ア)及び(イ)を次のように改める。

- (ア) 住戸部分（既に都市の低炭素化の促進に関する法律

第54条第1項（同法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する部分に限る。）

- | | | |
|---|----------------------|----------|
| a | 当該住戸部分の住戸の数が1戸のとき。 | 17,000円 |
| b | 同
2戸以上5戸以下のとき。 | 34,500円 |
| c | 同
6戸以上10戸以下のとき。 | 48,500円 |
| d | 同
11戸以上25戸以下のとき。 | 70,000円 |
| e | 同
26戸以上50戸以下のとき。 | 100,000円 |
| f | 同
51戸以上100戸以下のとき。 | 140,000円 |
| g | 同 | |

101 戸以上 200 戸以 下のとき。	190,000円
h 同	
201 戸以上 300 戸以 下のとき。	250,000円
i 同	
301 戸以上のとき。	295,000円
(i) (7)以外の住戸部分（当該 申請において変更する部分 に限る。）	当該住戸部分の住戸の数に 応じ第 139 号の18イに掲げ る額

第 2 条第 139 号の21イ(ウ)から(ケ)までを削り、同号ウ中「当該申請に係る」を「当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係る」に改め、同号ウ(ア)中「共同住宅等の」を削り、「都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第 1 項（同法第55条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定」を「当該認定」に改め、同号ウ(イ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) b から e までの規定中「を越え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(イ) f 中「を超える」を「以上の」に改め、同号ウ(ウ)中「当該認定を受けた部分」を「モデル建物法以外の評価方法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法以外のもの」に改め、同号ウ(ウ) a 中「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) b から e までの規定中「を越え、」を「以上」に、「以下」を「未満」に改め、同号ウ(ウ) f 中「を

超える」を「以上の」に改め、同号ウ(エ)中「及び(ウ)」を「、(ウ)及び(エ)」に改め、「共同住宅等の」を削り、同号ウ中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 非住宅部分（既にモデル建物法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法のものに限る。）

- | | | |
|---|---|----------|
| a | 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 | 48,500円 |
| b | 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 | 80,000円 |
| c | 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 130,000円 |
| d | 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | 165,000円 |
| e | 同
10,000 平方メ | |

一トル以上25,000平方メ
一トル未満のとき。 195,000円

f 同
25,000平方メ
一トル以上のとき。 235,000円

第 2 条中第 139 号の24を第 139 号の31とし、第 139 号の23を第139号の30とし、第 139 号の22の次に次の 7 号を加える。

(139) の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合 1 件につき 4,900円
イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分

(居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分(以下この号において「住宅部分」という。))以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 26、第 139 号の 27 及び第 139 号の 29 において同じ。)又はそのいずれかの場合(当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。)は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(7) 住戸部分

- | | | |
|---|-------------------------|---------|
| a | 同時申請住戸数が 1 戸
のとき。 | 4,900円 |
| b | 同 2 戸
以上 5 戸以下のとき。 | 9,600円 |
| c | 同 6 戸
以上 10 戸以下のとき。 | 16,000円 |
| d | 同 11 戸
以上 25 戸以下のとき。 | 27,000円 |
| e | 同 26 戸 | |

	以上50戸以下のとき。	45,000円
f	同 51戸 以上 100 戸以下のとき。	81,000円
g	同 101 戸以上 200 戸以下のとき 。	130,000円
h	同 201 戸以上 300 戸以下のとき 。	160,000円
i	同 301 戸以上のとき。	170,000円
(イ)	非住宅部分	
a	非住宅部分の床面積の 合計が 300 平方メートル 未満のとき。	9,600円
b	同 300 平方メートル 以上 2,000 平方メートル 未満のとき。	27,000円
c	同 2,000 平方メート ル以上 5,000 平方メート ル未満のとき。	81,000円
d	同 5,000 平方メート	

	ル以上10,000平方メートル未満のとき。	130,000円
e	同 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	160,000円
f	同 25,000平方メートル以上のとき。	200,000円
ウ	一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額	
(7)	住戸部分	
a	住戸の総数が1戸のとき。	4,900円
b	同 2戸以上 5戸以下のとき。	9,600円
c	同 6戸以上 10戸以下のとき。	16,000円

d	同	11戸以上 25戸以下のとき。	27,000円
e	同	26戸以上 50戸以下のとき。	45,000円
f	同	51戸以上 100戸以下のとき。	81,000円
g	同	101戸以 上 200戸以下のとき。	130,000円
h	同	201戸以 上 300戸以下のとき。	160,000円
i	同	301戸以 上のとき。	170,000円
(イ)	共用部分（住宅部分のうち住戸部分以外の部分をいう。以下この号、次号、第139号の26、第139号の27及び第139号の29において同じ。）		
a	共用部分の床面積の合計が300平方メートル未満のとき。		9,600円
b	同	300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	27,000円

- c 同
2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メートル
未満のとき。 81,000円
- d 同
5,000 平方メートル
以上10,000平方メートル
未満のとき。 130,000円
- e 同
10,000平方メートル
以上25,000平方メートル
未満のとき。 160,000円
- f 同
25,000平方メートル
以上のとき。 200,000円
- (ウ) 非住宅部分
- a 非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満のとき。 9,600円
- b 同
300 平方メートル
以上 2,000 平方メートル
未満のとき。 27,000円
- c 同
2,000 平方メート

ル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 81,000円

d 同

5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 130,000円

e 同

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 160,000円

f 同

25,000平方メートル以上のとき。 200,000円

(139) の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数

又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	1 件につき	34,000円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	38,000円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物

物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。）

は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分		
a 同時申請住戸数が 1 戸のとき。		34,000円
b 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。		69,000円
c 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。		97,000円
d 同 11 戸以上 25 戸以下のとき。		140,000円
e 同 26 戸		

	以上50戸以下のとき。	200,000円
f	同 51戸 以上 100 戸以下のとき。	280,000円
g	同 101 戸以上 200 戸以下のとき 。	380,000円
h	同 201 戸以上 300 戸以下のとき 。	500,000円
i	同 301 戸以上のとき。	590,000円
(イ)	非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものを除く。）	
a	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	230,000円
b	同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	370,000円
c	同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	530,000円

- d 同
5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 650,000円
- e 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 770,000円
- f 同
25,000平方メートル以上のとき。 870,000円
- (7) 非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）
- a 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 87,000円
- b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 150,000円
- c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 240,000円

- d 同
5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。 310,000円
 - e 同
10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 370,000円
 - f 同
25,000平方メートル以上のとき。 440,000円
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額
- (ア) 住戸部分
 - a 住戸の総数が1戸のとき。 34,000円
 - b 同 2戸以上5戸以下のとき。 69,000円

c	同	6 戸以上 10 戸以下のとき。	97, 000 円
d	同	11 戸以上 25 戸以下のとき。	140, 000 円
e	同	26 戸以上 50 戸以下のとき。	200, 000 円
f	同	51 戸以上 100 戸以下のとき。	280, 000 円
g	同	101 戸以 上 200 戸以下のとき。	380, 000 円
h	同	201 戸以 上 300 戸以下のとき。	500, 000 円
i	同	301 戸以 上のとき。	590, 000 円
(イ)	共用部分		
a	共用部分の床面積の合 計が 300 平方メートル未 満のとき。		110, 000 円
b	同	300 平方メートル以 上 2, 000 平方メートル未 満のとき。	180, 000 円
c	同	2, 000 平方メートル 以上 5, 000 平方メートル	

未満のとき。	280,000円
d 同	
5,000 平方メートル 以上10,000平方メートル 未満のとき。	360,000円
e 同	
10,000平方メートル 以上25,000平方メートル 未満のとき。	430,000円
f 同	
25,000平方メートル 以上のとき。	500,000円
(ウ) 非住宅部分	当該部分の評価方法及び床 面積に応じイ(イ)又は(ウ)に掲 げる額

(139) の25 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）の認定申請手数料は、1件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前2号に掲げる額と同項の規定による

申出に係る建築物又は建築設備
に応じ次に掲げる額を合計した
額とする。

ア 構造適合審査を必要としな
い建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする
建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額と構造適合

審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第6条の3第7項又は第18条第10項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第139号の9イに掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第135号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の26 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる

基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限る。) の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合 1 件につき 2,400円

イ 一戸建ての住宅以外の建築物の住戸部分及び非住宅部分又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。）

は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分のうち、当該申請において変更する

部分に限る。)

a	当該住戸部分の住戸の 数が1戸のとき。	2,400円
b	同 2戸以上5戸以下の とき。	4,800円
c	同 6戸以上10戸以下の とき。	8,000円
d	同 11戸以上25戸以下の とき。	13,500円
e	同 26戸以上50戸以下の とき。	22,500円
f	同 51戸以上100戸以下 のとき。	40,500円
g	同 101戸以上200戸以 下のとき。	65,000円
h	同 201戸以上300戸以 下のとき。	80,000円
i	同	

301 戸以上のとき。	85,000円
(イ) (ア)以外の住戸部分（当該申請において変更する部分に限る。）	当該住戸部分の住戸の数に応じ第 139 号の23イ(ア)に掲げる額
(ウ) 非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）	
a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	4,800円
b 同	
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	13,500円
c 同	
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	40,500円
d 同	
5,000 平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	65,000円
e 同	
10,000平方メ	

- メートル以上25,000平方メートル未満のとき。 80,000円
- f 同
25,000平方メートル以上のとき。 100,000円
- (エ) (ウ)以外の非住宅部分 当該部分の床面積に応じて第139号の23イ(イ)に掲げる額
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額
- (7) 住戸部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）
- a 当該住戸部分の住戸の総数が1戸のとき。 2,400円
- b 同
2戸以上5戸以下のとき。 4,800円

c	同		
		6 戸以上10戸以下	
		のとき。	8,000円
d	同		
		11戸以上25戸以下	
		のとき。	13,500円
e	同		
		26戸以上50戸以下	
		のとき。	22,500円
f	同		
		51戸以上 100 戸以	
		下のとき。	40,500円
g	同		
		101 戸以上 200 戸	
		以下のとき。	65,000円
h	同		
		201 戸以上 300 戸	
		以下のとき。	80,000円
i	同		
		301 戸以上のとき	
		。	85,000円
(i)	共用部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）		
a	当該共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル		

	ル未満のとき。	4,800円
b	同 300平方メートル以上2,000平方メートル未満のとき。	13,500円
c	同 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のとき。	40,500円
d	同 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のとき。	65,000円
e	同 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のとき。	80,000円
f	同 25,000平方メートル以上のとき。	100,000円
(ウ)	非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）	当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額
(エ)	(ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分及び非住宅	

部分

これらの部分について第13
9号の23ウの規定により算
出した額

(139) の27 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をしない場合に限り、同法第31条第2項において準用する同法第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

- | | | |
|------------------------------|--------|---------|
| (ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。 | 1 件につき | 17,000円 |
| (イ) 同 200 平方メートル以上のとき。 | 同 | 19,000円 |

イ 一戸建ての住宅以外の建築

物の住戸部分及び非住宅部分
又はそのいずれかの場合（当
該建築物の全体について当該
申請をしないものに限る。）

は、1 件につき次に掲げる額
のうち当該申請に係るものを
合計した額

(7) 住戸部分（既に建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第30条第1項
（同法第31条第2項におい
て準用する場合を含む。）
の規定に基づく建築物エネ
ルギー消費性能向上計画の
認定を受けた部分のうち、
当該申請において変更する
部分に限る。）

- | | |
|--------------------------|---------|
| a 当該住戸部分の住戸の
数が1戸のとき。 | 17,000円 |
| b 同
2戸以上5戸以下の
とき。 | 34,500円 |
| c 同
6戸以上10戸以下の
とき。 | 48,500円 |

d 同	11戸以上25戸以下の とき。	70,000円
e 同	26戸以上50戸以下の とき。	100,000円
f 同	51戸以上 100 戸以下 のとき。	140,000円
g 同	101 戸以上 200 戸以 下のとき。	190,000円
h 同	201 戸以上 300 戸以 下のとき。	250,000円
i 同	301 戸以上のとき。	295,000円
(イ) (ア)以外の住戸部分（当該 申請において変更する部分 に限る。）		当該住戸部分の住戸の数に 応じ第 139 号の24イ(ア)に掲 げる額
(ロ) 非住宅部分（既にモデル 建物法以外の評価方法によ り当該認定を受けた部分で		

当該申請における評価方法
がモデル建物法以外のもの
に限る。)

- | | | |
|---|--|----------|
| a | 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 | 115,000円 |
| b | 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 | 185,000円 |
| c | 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 265,000円 |
| d | 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | 325,000円 |
| e | 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 | 385,000円 |
| f | 同
25,000 平方メートル以上のとき。 | 435,000円 |

- (エ) 非住宅部分（既にモデル建物法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法のものに限る。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 43,500円
- b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 75,000円
- c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 120,000円
- d 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 155,000円
- e 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 185,000円
- f 同

25,000平方メ

ートル以上のとき。

220,000円

(カ) (ク)及び(ケ)以外の非住宅部分

当該部分の評価方法及び床面積に応じ第 139 号の24イ(イ)又は(ウ)に掲げる額

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項（同法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受けた部分に限る。）

a	当該住戸部分の住戸の 総数が 1 戸のとき。	17,000円
b	同 2 戸以上 5 戸以下 のとき。	34,500円
c	同 6 戸以上 10 戸以下 のとき。	48,500円
d	同 11 戸以上 25 戸以下 のとき。	70,000円
e	同 26 戸以上 50 戸以下 のとき。	100,000円
f	同 51 戸以上 100 戸以 下のとき。	140,000円
g	同 101 戸以上 200 戸 以下のとき。	190,000円
h	同 201 戸以上 300 戸 以下のとき。	250,000円
i	同 301 戸以上のとき	

。	295,000円
(イ) 共用部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）	
a 当該共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。	55,000円
b 同 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。	90,000円
c 同 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。	140,000円
d 同 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。	180,000円
e 同 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。	215,000円
f 同 25,000 平方メートル以上のとき。	250,000円

- (ウ) 非住宅部分（既にモデル建物法以外の評価方法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法以外のものに限る。） 当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額
- (エ) 非住宅部分（既にモデル建物法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法のものに限る。） 当該部分の床面積に応じイ(エ)に掲げる額
- (オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)以外の住戸部分、共用部分及び非住宅部分 これらの部分について第139号の24ウの規定により算出した額
- (139) の28 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第2項において準用する同法第30条第2項の規定による申出をする場合に限る。）の変更

認定申請手数料は、1 件につき認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ前 2 号に掲げる額と同項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額とする。

ア 構造適合審査を必要としない建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積））を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする建築物の場合

建築物の床面積（変更等に係る場合においては、当該変更等をする部分の床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加す

る部分にあつては、当該増加する部分の床面積)) を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積 (当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)) に応じ第 139 号の 9 イに掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料は、当該建築物が同

法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査をする必要がある場合に限り、認定の対象となる建築物及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	1 件につき	29,000円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	34,000円

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。	同	12,000円
(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。	同	14,000円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（当該建築物の全ての住戸の評価方法が基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものを除く。）	
a 住戸の総数が 1 戸のとき。	29,000円
b 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。	60,000円
c 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。	80,000円
d 同 11 戸以上 25 戸以下のとき。	110,000円
e 同 26 戸以上 50 戸以下のとき。	150,000円
f 同 51 戸以上 100 戸以下のとき。	200,000円
g 同 101 戸以上 200 戸以下のとき。	250,000円
h 同 201 戸以上 300 戸以下のとき。	330,000円

i	同	301 戸以上 のとき。	410,000円
(イ)	住戸部分（当該建築物の 全ての住戸の評価方法が基 準省令第 1 条第 2 号イ(2)及 びロ(2)の基準による評価方 法のものに限る。）		
a	住戸の総数が 1 戸の とき。		12,000円
b	同	2 戸以上 5 戸以下のとき。	24,000円
c	同	6 戸以上 10 戸以下のとき。	32,000円
d	同	11 戸以上 25 戸以下のとき。	44,000円
e	同	26 戸以上 50 戸以下のとき。	62,000円
f	同	51 戸以上 100 戸以下のとき。	79,000円
g	同	101 戸以 上 200 戸以下のとき。	98,000円
h	同	201 戸以 上 300 戸以下のとき。	130,000円
i	同	301 戸以 上のとき。	170,000円

- (ウ) 共用部分
- a 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 100,000円
 - b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 160,000円
 - c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 200,000円
 - d 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 230,000円
 - e 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 270,000円
 - f 同
25,000 平方メートル以上のとき。 300,000円
- (エ) 非住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 号

ロの基準による評価方法のものを除く。)

- | | | |
|---|--|----------|
| a | 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 | 220,000円 |
| b | 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 | 340,000円 |
| c | 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 | 450,000円 |
| d | 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 | 520,000円 |
| e | 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 | 610,000円 |
| f | 同
25,000 平方メートル以上のとき。 | 670,000円 |

(オ) 非住宅部分（当該評価方

法が基準省令第 1 条第 1 号
口の基準による評価方法の
ものに限る。)

- | | | |
|---|--|----------|
| a | 非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満のとき。 | 78,000円 |
| b | 同
300 平方メートル
以上 2,000 平方メートル
未満のとき。 | 120,000円 |
| c | 同
2,000 平方メート
ル以上 5,000 平方メート
ル未満のとき。 | 160,000円 |
| d | 同
5,000 平方メート
ル以上10,000平方メート
ル未満のとき。 | 180,000円 |
| e | 同
10,000平方メート
ル以上25,000平方メート
ル未満のとき。 | 210,000円 |
| f | 同
25,000平方メート
ル以上のとき。 | 240,000円 |

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定等に伴い、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料を徴収する等のため、横浜市手数料条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市手数料条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（手数料）

第 2 条 手数料は、次の各号に掲げる種類に応じ、当該各号に定める額とする。

（第 1 号から第 133 号まで省略）

(134) 建築基準法第 6 条第 1 項（同法第 87 条第 1 項の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づく建築物の確認申請手数料（省令主事適合審査（同法第 6 条の 3 第 1 項ただし書又は第 18 条第 4 項ただし書の規定に基づき構造計算に関する高度の専門的知識及び技術を有する者として国土交通省令で定める要件を備える者である建築主事が建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 9 条の 3 に定める基準に適合するかどうかを審査することをいう。次号、第 139 号の 2 の 2 及び第 139 号の 3 において同じ。）をしない場合に限る。以下この号において同

じ。) は、それぞれ次のとおりとし、変更等（建築物の計画の変更、移転、大規模の修繕及び大規模の模様替をする場合をいう。以下この号、次号、第 139 号の 2 の 2、第 139 号の 3、第 139 号の 9、第 139 号の 10、第 139 号の 12、第 139 号の 14、第 139 号の 19、第 139 号の 22、第 139 号の 25 及び第 139 号の 28に

おいて同じ。) 及び用途の変更に係る確認申請手数料（変更等及び用途の変更をする場合の当該部分に係る確認申請手数料に限る。）は、それぞれ当該床面積の合計に 0.5 を乗じて得た面積（ただし、建築物の計画の変更で床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）に該当する額とする。

（アからサまで及び第 134 号の 2 から第 139 号の 10 まで省略）

(139) の 11 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）第 5 条第 1 項から第

3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料（住宅を新築する場合、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（次号から第 139 号の 12 の 2 までにおいて「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第 139 号の 12 の 2 同号までにおいて同じ。）とする。

ア 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項各号に掲げる基準（同項第 1 号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあつては、建築しようとする住宅の構造及び設備が長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成 21 年国土交通省告示第 209 号）第 3 の 1 (2)、2

(2)、3(2)、4(2)、5(2)及び6
(2)に定める措置又はこれらと
同等以上の措置が講じられた
ものであることに限る。) (第 139 号の 13 及び第 139 号の
14 において「長期優良住宅新
築基準」という。) に適合し
ていることについて、あらか
じめ住宅の品質確保の促進等
に関する法律（平成 11 年法律
第 81 号）第 5 条第 1 項に規定
する登録住宅性能評価機関に
よる審査を受けた場合

(ア)から(ケ)まで、イ及びウ省略)

(139) の 11 の 2 長期優良住宅の普
及の促進に関する法律第 5 条第
1 項から第 3 項までの規定に基
づく長期優良住宅建築等計画の
認定申請手数料（住宅を増築し
、又は改築する場合で、かつ、
同法第 6 条第 2 項の規定による
申出をしない場合に限る。) は
、1 件につき建築物の住戸の総
数に応じ次に掲げる額を同時申
請住戸数で除して得た額とする

。

ア 長期優良住宅の普及の促進

に関する法律第 6 条第 1 項各
号に掲げる基準（同項第 1 号
に掲げる長期使用構造等に係
る基準にあつては、建築しよ
うとする住宅の構造及び設備
が長期使用構造等とするため
の措置及び維持保全の方法の
基準第 3 の 1 (3)、2 (3)、3 (3)
、4 (3)、5 (3) 及び 6 (3) に定め
る措置又はこれらと同等以上
の措置が講じられたものであ
ることに限る。）（第 139 号
の 13 の 2 及び第 139 号の 14 の
2 において「長期優良住宅増
改築基準」という。）に適合
していることについて、あら
かじめ住宅の品質確保の促進
等に関する法律第 5 条第 1 項
に規定する登録住宅性能評価
機関による審査を受けた場合
(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。

同9,100 円(イ) 同 2 戸以上 5

	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>18,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u> <u>6 戸以上 10</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>32,000 円</u>
(エ)	<u>同</u> <u>11 戸以上 30</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>46,000 円</u>
(オ)	<u>同</u> <u>31 戸以上 50</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>87,000 円</u>
(カ)	<u>同</u> <u>51 戸以上 10</u>		
	<u>0 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>150,000 円</u>
(キ)	<u>同</u> <u>101 戸以上</u>		
	<u>200 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>250,000 円</u>
(ク)	<u>同</u> <u>201 戸以上</u>		
	<u>300 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>300,000 円</u>
(ケ)	<u>同</u> <u>301 戸以上</u>		
	<u>のとき。</u>	<u>同</u>	<u>320,000 円</u>
<u>イ ア以外の場合</u>			
(ア)	<u>住戸の総数が 1 戸のとき</u>		
	<u>。</u>	<u>同</u>	<u>68,000 円</u>
(イ)	<u>同</u> <u>2 戸以上 5</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>160,000 円</u>
(ウ)	<u>同</u> <u>6 戸以上 10</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>260,000 円</u>
(エ)	<u>同</u> <u>11 戸以上 30</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>510,000 円</u>
(オ)	<u>同</u> <u>31 戸以上 50</u>		

	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>910,000 円</u>
(カ)	<u>同</u> <u>51 戸以上 10</u>		
	<u>0 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>1,600,000 円</u>
(キ)	<u>同</u> <u>101 戸以上</u>		
	<u>200 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>2,900,000 円</u>
(ク)	<u>同</u> <u>201 戸以上</u>		
	<u>300 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>4,100,000 円</u>
(ケ)	<u>同</u> <u>301 戸以上</u>		
	<u>のとき。</u>	<u>同</u>	<u>5,000,000 円</u>

(139) の 12 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 (住宅を新築する場合で、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。) は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ 第 139 号の前号アから 11 アからウまで に掲げる額 を同時申請住戸数で除して得た額 と同法第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額 を同時申請住戸数で除して得た額 とする。

(アからウまで省略)

(139) の 12 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 5 条第 1 項から第 3 項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 (住宅を増築し、又は改築する場合で、かつ、同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。)

1 件につき建築物の住戸の総数に応じ第 139 号の 11 の 2 ア又はイに掲げる額と長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ前号アからウまでに掲げる額を合計した額を同時申請住戸数で除して得た額

(139) の 13 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料
(既に長期優良住宅新築基準に同条第 2 項適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 3 項まで (同法第

8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法第 9 条第 1 項の規定による場合を除く。）で、かつ、同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 9 条第 1 項の規定による 場合以外の場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に 当該認定 同法第 5 条第 1 項か ら第 3 項までの規定に基づく認定 を受けた住戸の合計数（次号から第 139 号の 14 の 2 まで において「既認定住戸数」という。 ）で除して得た額（100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 次号から第 139 号の 同号 14 の 2 まで において同じ。）と する。

ア 長期優良住宅新築基準
長期優良住宅の普及の促進

に関する法律第 6 条第 1 項各

号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関による審査を受けた場合

(ア)から(ケ)まで、イ及びウ省略)

(139) の 13 の 2 長期優良住宅の普

及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 3 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合（同法第 9 条第 1 項の規定による場合を除く。）で、かつ、同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をしない場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に応じ次に掲げる額を既認定住戸数で除して得た額

とする。

ア 長期優良住宅増改築基準に

適合していることについて、

あらかじめ住宅の品質確保の

促進等に関する法律第 5 条第

1 項に規定する登録住宅性能

評価機関による審査を受けた

場合

(ア) 住戸の総数が 1 戸のとき

。 同 4,500 円

(イ) 同 2 戸以上 5

戸以下のとき。 同 9,000 円

(ウ) 同 6 戸以上 10

戸以下のとき。 同 16,000 円

(エ) 同 11 戸以上 30

戸以下のとき。 同 23,000 円

(オ) 同 31 戸以上 50

戸以下のとき。 同 43,500 円

(カ) 同 51 戸以上 10

0 戸以下のとき。 同 75,000 円

(キ) 同 101 戸以上

200 戸以下のとき。 同 125,000 円

(ク) 同 201 戸以上

300 戸以下のとき。 同 150,000 円

(ケ) 同 301 戸以上

	<u>のとき。</u>	<u>同</u>	<u>160,000 円</u>
イ	<u>ア以外の場合</u>		
(ア)	<u>住戸の総数が 1 戸のとき</u>		
	<u>。</u>	<u>同</u>	<u>34,000 円</u>
(イ)	<u>同 2 戸以上 5</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>80,000 円</u>
(ウ)	<u>同 6 戸以上 10</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>130,000 円</u>
(エ)	<u>同 11 戸以上 30</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>255,000 円</u>
(オ)	<u>同 31 戸以上 50</u>		
	<u>戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>455,000 円</u>
(カ)	<u>同 51 戸以上 10</u>		
	<u>0 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>800,000 円</u>
(キ)	<u>同 101 戸以上</u>		
	<u>200 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>1,450,000 円</u>
(ク)	<u>同 201 戸以上</u>		
	<u>300 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>2,050,000 円</u>
(ケ)	<u>同 301 戸以上</u>		
	<u>のとき。</u>	<u>同</u>	<u>2,500,000 円</u>

(139) の 14 長期優良住宅の普及の
 促進に関する法律第 8 条第 1 項
 の規定に基づく長期優良住宅建
 築等計画の変更認定申請手数料
 (既に長期優良住宅新築基準に
 同条第 2 項

適合することにより同法第 5 条第 1 項から第 3 項まで（同法第 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく認定を受けた計画を変更する場合で、かつ、同項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出をする場合に限る。）は、1 件につき建築物の住戸の総数に
 応じ 第 139 号の 13 アからウ
前号アからウまで
までに掲げる額 $\frac{\text{を既認定住戸数}}{\text{と}} \frac{\text{同法第 8 条第 2 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定による申出に係る建築物又は建築設備に応じ次に掲げる額を合計した額}}{\text{を既認定住戸数で除して得た額}}$ とする。

（アからウまで省略）

(139) の 14 の 2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更認定申請手数料（既に長期優良住宅増改築基準に適合することにより同法

第 5 条 第 1 項 から 第 3 項 まで（
同法 第 8 条 第 2 項 において 準用
する 場合 を 含む。） の 規定 に 基
づく 認定 を 受 け た 計 画 を 変 更 す
る 場 合 で、 かつ、 同 項 にお いて
準 用 す る 同 法 第 6 条 第 2 項 の 規
定 に よ る 申 出 を す る 場 合 に 限 る
。）

1 件 に つ き 建 築 物 の 住 戸 の
総 数 に 応 じ 第 139 号 の 13 の
2 ア 又 は イ に 掲 げ る 額 と 長
期 優 良 住 宅 の 普 及 の 促 進 に
関 す る 法 律 第 8 条 第 2 項 に
お いて 準 用 す る 同 法 第 6 条
第 2 項 の 規 定 に よ る 申 出 に
係 る 建 築 物 又 は 建 築 設 備 に
応 じ 前 号 ア か ら ウ ま で に 掲
げ る 額 を 合 計 し た 額 を 既 認
定 住 戸 数 で 除 し て 得 た 額

（ 第 139 号 の 15 及 び 第 139 号 の 16 省 略 ）

(139) の 17 都 市 の 低 炭 素 化 の 促 進
に 関 す る 法 律 （ 平 成 24 年 法 律 第
84 号 ） 第 53 条 第 1 項 の 規 定 に 基
づく 低 炭 素 建 築 物 新 築 等 計 画 （
同 法 第 54 条 第 2 項 の 規 定 に よ る
申 出 を し な い 場 合 で、 かつ、 同

条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和 54 年法律第 49 号）第 76 条第 1 項に規定する登録建築物調査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関その他規則で定める機関（以下「登録建築物調査機関等」という。）による審査を受けたものに限る。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（1 棟の建築物からなる 1 戸の住宅で、
住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。
以下この号、次号、第 139 号の 20、第 139 号の 21、第 139 号の 21
及び第 139 号の 21
9 号の 23、第 139 号の 24、第
139 号の 26、第 139 号の 27 及び
第 139 号の 29）において同じ

- 。) の場合 同 4,900 円
- イ 一戸建ての住宅以外の建築物
共同住宅等（共同住宅、長
物
屋その他の一戸建ての住宅以
外の住宅をいう。以下この号
、次号、第 139 号の 20 及び第
139 号の 21 において同じ。）
 の住戸部分の場合（当該部分
 以外の部分については当該申
 請をしないものに限る。）
- (ア) 同時に申請を行う住戸の
 合計数（以下この号、次号
第 139 号の 23 及び第 139
、第 139 号の 20 及び第 139
号の 24において「同時申請
号の 21
 住戸数」という。）が 1 戸
 のとき。 同 4,900 円
- ((イ)から(ケ)まで省略)
- ウ 一戸建ての住宅以外の建築物
 の場合（当該建築物の全体
 について当該申請をする場合
 に限り、同時に住戸部分につ
 いて当該申請をする場合を含
 む。）は、1 件につき次に掲
 げる額のうち当該建築物に係
るもの合計した額
- (ア) 共同住宅等の住戸部分

(a から i まで省略)

(イ) 共用部分 (住宅の用途に
共同住宅等の
供する部分のうち 住戸部分

以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。)

a 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル 未
満
下 のとき。

9,600 円

b 同

300 平方メートル 以
上
を 2,000 平方メートル
超え、
未
満
以下 のとき。

27,000 円

c 同

2,000 平方メートル 以
上
を 5,000 平方メートル
超え、
未
満
以下 のとき。

81,000 円

d 同

5,000 平方メートル 以
上
を 10,000 平方メートル
超え、
未
満
以下 のとき。

130,000 円

e 同

10,000 平方メートル
以
上
を 25,000 平方メートル
超え、

	トル <u>未満</u> <u>以下</u> のとき。	160,000 円
f	同	
	25,000 平方メートル	
	<u>以上の</u> <u>を超える</u> とき。	200,000 円
(ウ)	非住宅部分（建築物のうち(ア)及び(イ)以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 20 及び第 139 号の 21 において同じ。）	
a	非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル <u>未満</u> <u>以下</u> のとき。	9,600 円
b	同	
	300 平方メートル	
	<u>以上の</u> <u>を超え、</u> トル <u>未満</u> <u>以下</u> のとき。	27,000 円
c	同	
	2,000 平方メートル	
	<u>以上の</u> <u>を超え、</u> トル <u>未満</u> <u>以下</u> のとき。	81,000 円
d	同	
	5,000 平方メートル	
	<u>以上の</u> <u>を超え、</u> トル <u>未満</u> <u>以下</u> のとき。	130,000 円
e	同	

10,000 平方メートル以上
 を超え、
 25,000 平方メートル未満のとき。 160,000 円

f 同

25,000 平方メートル
 以上のとき。 200,000 円

(139) の 18 都市の低炭素化の促進

に関する法律第 53 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合限り、同条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものを除く。）の認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア	<u>一戸建ての住宅の場合</u> 一戸建ての住宅の場合	<u>1 件につき</u>	<u>34,000 円</u>
(ア)	<u>住宅の床面積が 200 平方</u> <u>メートル未満のとき。</u>	<u>1 件につき</u>	<u>34,000 円</u>
(イ)	<u>同</u> <u>200 平方</u> <u>メートル以上のとき。</u>	<u>同</u>	<u>38,000 円</u>
イ	<u>一戸建ての住宅以外の建築</u> <u>共同住宅等</u>		

物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）

（ア）から（ケ）まで省略）

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係る当該申請に係るるものを合計した額

（ア） 共同住宅等の住戸部分
（ a から i まで省略）

（イ） 共用部分

a 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未以満下のとき。

110,000 円

b 同

300 平方メートル以を上を超え、
2,000 平方メートル
未満以下のとき。

180,000 円

c 同

2,000 平方メートル以を上を超え、
5,000 平方メートル

- 未満
以下
- のとき。 280,000 円
- d 同
- 5,000 平方メートル 以
を
- 上
を 超え、
10,000 平方メー
トル 未
満
以下
- のとき。 360,000 円
- e 同
- 10,000 平方メートル
- 以
を 超え、
25,000 平方メー
トル 未
満
以下
- のとき。 430,000 円
- f 同
- 25,000 平方メートル
- 以
を 超える の
時
- き。 500,000 円
- (ウ) 非住宅部分（当該評価方
法が建築物エネルギー消費
性能基準等を定める省令（
平成 28 年経済産業省・国土
交通省令第 1 号。第 139 号
の 29 において「基準省令」
という。）第 8 条第 1 号イ
(2) 及びロ(2)の基準（工場等
にあつては、同号ロ(2)の基
準に限る。）による評価方
法（以下この号、第 139 号
の 21、第 139 号の 24 及び第
139 号の 27 において「モデ

ル建物法」という。) のも
のを除く。)

a 非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満
以下のとき。 240,000 円

b 同
300 平方メートル
以上——2,000 平方メート
を超え、
ル未満
以下のとき。 380,000 円

c 同
2,000 平方メートル
以上——5,000 平方メート
を超え、
ル未満
以下のとき。 550,000 円

d 同
5,000 平方メートル
以上——10,000 平方メー
を超え、
トル未満
以下のとき。 670,000 円

e 同
10,000 平方メート
ル以上——25,000 平方メ
を超え、
ートル未満
以下のとき。 790,000 円

f 同
25,000 平方メート
ル以上の
を超えるとき。 900,000 円

(エ) 非住宅部分 (当該評価方

法がモデル建物法のものに限る。)

a 非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。

97,000 円

b 同

300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。

160,000 円

c 同

2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。

260,000 円

d 同

5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。

330,000 円

e 同

10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。

390,000 円

f 同

25,000 平方メートル以上のとき。

470,000 円

(第 139 号の 19 省略)

(139) の 20 都市の低炭素化の促進に関する法律第 55 条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画（同条第 2 項において準用する同法第 54 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 55 条第 2 項において準用する同法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることについて、あらかじめ登録建築物調査機関等による審査を受けたものに限る。）の変更認定申請手数料は、認定の対象範囲及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

（ア省略）

イ 一戸建ての住宅以外の建築物
共同住宅等
物の住戸部分の場合（当該部分以外の部分については当該申請をしないものに限る。）
は、1 件につき次に掲げる額
のうち当該申請に係るものを
合計した額

(ア) 住戸部分（既に都市の低
同時申請住戸数が 1 戸の
炭素化の促進に関する法律
とき。

<u>第 54 条 第 1 項（同法 第 55 条</u>		
<u>第 2 項において準用する場</u>		
<u>合を含む。）の規定に基づ</u>		
<u>く低炭素建築物新築等計画</u>		
<u>の認定を受けた部分のうち</u>		
<u>、当該申請において変更す</u>		
<u>る部分に限る。）</u>	<u>同</u>	<u>2,400 円</u>
<u>a 当該住戸部分の住戸の</u>		
<u>数が 1 戸のとき。</u>		<u>2,400 円</u>
<u>b 同</u>		
<u>2 戸以上 5 戸以下の</u>		
<u>とき。</u>		<u>4,800 円</u>
<u>c 同</u>		
<u>6 戸以上 10 戸以下の</u>		
<u>とき。</u>		<u>8,000 円</u>
<u>d 同</u>		
<u>11 戸以上 25 戸以下の</u>		
<u>とき。</u>		<u>13,500 円</u>
<u>e 同</u>		
<u>26 戸以上 50 戸以下の</u>		
<u>とき。</u>		<u>22,500 円</u>
<u>f 同</u>		
<u>51 戸以上 100 戸以下</u>		
<u>のとき。</u>		<u>40,500 円</u>
<u>g 同</u>		

	<u>101 戸以上 200 戸以</u>		
	<u>下のとき。</u>		<u>65,000 円</u>
	<u>h 同</u>		
	<u>201 戸以上 300 戸以</u>		
	<u>下のとき。</u>		<u>80,000 円</u>
	<u>i 同</u>		
	<u>301 戸以上のとき。</u>		<u>85,000 円</u>
(イ)	<u>(7) 以外の住戸部分 (当該</u> <u>同 2 戸以</u> <u>申請において変更する部分</u> <u>上 5 戸以下のとき。</u> <u>に限る。)</u>		<u>当該住戸部分の住戸の数に</u> <u>同 4,800 円</u> <u>応じ第 139 号の 17 イに掲げ</u> <u>る額</u>
(ウ)	<u>同 6 戸以</u>		
	<u>上 10 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>8,000 円</u>
(エ)	<u>同 11 戸以</u>		
	<u>上 25 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>13,500 円</u>
(オ)	<u>同 26 戸以</u>		
	<u>上 50 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>22,500 円</u>
(カ)	<u>同 51 戸以</u>		
	<u>上 100 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>40,500 円</u>
(キ)	<u>同 101 戸</u>		
	<u>以上 200 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>65,000 円</u>
(ク)	<u>同 201 戸</u>		
	<u>以上 300 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>80,000 円</u>
(ケ)	<u>同 301 戸</u>		

b 同
300 平方メートル
ル $\frac{\text{以上}}{\text{を 超 え、}}$ 2,000 平方メー
トル $\frac{\text{未 満}}{\text{以 下}}$ のとき。 13,500 円

c 同
2,000 平方メートル
ル $\frac{\text{以上}}{\text{を 超 え、}}$ 5,000 平方メー
トル $\frac{\text{未 満}}{\text{以 下}}$ のとき。 40,500 円

d 同
5,000 平方メートル
ル $\frac{\text{以上}}{\text{を 超 え、}}$ 10,000 平方メ
ートル $\frac{\text{未 満}}{\text{以 下}}$ のとき。 65,000 円

e 同
10,000 平方メー
トル $\frac{\text{以上}}{\text{を 超 え、}}$ 25,000 平方
メートル $\frac{\text{未 満}}{\text{以 下}}$ のとき。 80,000 円

f 同
25,000 平方メー
トル $\frac{\text{以上 の}}{\text{を 超 え る}}$ とき。 100,000 円

(ウ) 非住宅部分（既に当該認
定を受けた部分に限る。）

a 当該非住宅部分の床面
積の合計が 300 平方メー
トル $\frac{\text{未 満}}{\text{以 下}}$ のとき。 4,800 円

b 同

	300 平方メー	
	トル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 2,000 平方メ	
	ートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。	13,500 円
c	同	
	2,000 平方メー	
	トル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 5,000 平方メ	
	ートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。	40,500 円
d	同	
	5,000 平方メー	
	トル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 10,000 平方	
	メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。	65,000 円
e	同	
	10,000 平方メ	
	ートル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 25,000 平	
	方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。	80,000 円
f	同	
	25,000 平方メ	
	ートル $\frac{\text{以上の}}{\text{を超える}}$ とき。	100,000 円

(エ) (ア)、(イ) 及び (ウ) 以外の 共同
住宅等 の 住戸部分、共用部
 分及び非住宅部分

これらの部分について第 13
 9 号の 17 ウの規定により算
 出した額

(139) の 21 都市の低炭素化の促進
 に関する法律第 55 条第 1 項の規

定に基づく低炭素建築物新築等
 計画（同条第 2 項において準用
 する同法第 54 条第 2 項の規定に
 よる申出をしない場合に限り、
 同法第 55 条第 2 項において準用
 する同法第 54 条第 1 項各号に掲
 げる基準に適合していることに
 ついて、あらかじめ登録建築物
 調査機関等による審査を受けた
 ものを除く。）の変更認定申請
 手数料は、認定の対象範囲及び
 申請に係る住戸の数又は床面積
 に応じ次に掲げる額とする。

ア <u>一戸建ての住宅の場合</u> <u>一戸建ての住宅の場合</u> (ア) <u>住宅の床面積が 200 平方</u> <u>メートル未満のとき。</u>	<u>1 件につき</u>	<u>17,000 円</u>
(イ) <u>同</u> <u>200 平方</u> <u>メートル以上のとき。</u>	<u>1 件につき</u>	<u>17,000 円</u>
イ <u>一戸建ての住宅以外の建築</u> <u>共同住宅等</u> <u>物</u> の住戸部分の場合（当該部 分以外の部分については当該 申請をしないものに限る。） <u>は、1 件につき次に掲げる額</u> <u>のうち当該申請に係るものを</u> <u>合計した額</u>	<u>同</u>	<u>19,000 円</u>

<p>(ア) <u>住戸部分（既に都市の低 同時申請住戸数が 1 戸の 炭素化の促進に関する法律 とき。 第 54 条第 1 項（同法第 55 条 第 2 項において準用する場 合を含む。）の規定に基づ く低炭素建築物新築等計画 の認定を受けた部分のうち 、当該申請において変更す る部分に限る。）</u></p>	<u>同</u>	<u>17,000 円</u>
<p>a <u>当該住戸部分の住戸の 数が 1 戸のとき。</u></p>		<u>17,000 円</u>
<p>b <u>同</u> <u>2 戸以上 5 戸以下の とき。</u></p>		<u>34,500 円</u>
<p>c <u>同</u> <u>6 戸以上 10 戸以下の とき。</u></p>		<u>48,500 円</u>
<p>d <u>同</u> <u>11 戸以上 25 戸以下の とき。</u></p>		<u>70,000 円</u>
<p>e <u>同</u> <u>26 戸以上 50 戸以下の とき。</u></p>		<u>100,000 円</u>
<p>f <u>同</u> <u>51 戸以上 100 戸以下</u></p>		

	<u>のとき。</u>		<u>140,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>		
	<u>101 戸以上 200 戸以</u>		
	<u>下のとき。</u>		<u>190,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>		
	<u>201 戸以上 300 戸以</u>		
	<u>下のとき。</u>		<u>250,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>		
	<u>301 戸以上のとき。</u>		<u>295,000 円</u>
(イ)	<u>(ア)以外の住戸部分（当該</u> <u>同 2 戸以</u> <u>申請において変更する部分</u> <u>上 5 戸以下のとき。</u> <u>に限る。）</u>		<u>当該住戸部分の住戸の数に</u> <u>同 34,500 円</u> <u>応じ第 139 号の 18 イに掲げ</u> <u>る額</u>
<u>(ウ)</u>	<u>同</u>	<u>6 戸以</u>	
	<u>上 10 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>48,500 円</u>
<u>(エ)</u>	<u>同</u>	<u>11 戸以</u>	
	<u>上 25 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>70,000 円</u>
<u>(オ)</u>	<u>同</u>	<u>26 戸以</u>	
	<u>上 50 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>100,000 円</u>
<u>(カ)</u>	<u>同</u>	<u>51 戸以</u>	
	<u>上 100 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>140,000 円</u>
<u>(キ)</u>	<u>同</u>	<u>101 戸</u>	
	<u>以上 200 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>190,000 円</u>
<u>(ク)</u>	<u>同</u>	<u>201 戸</u>	

	<u>以上 300 戸以下のとき。</u>	<u>同</u>	<u>250,000 円</u>
(ケ)	<u>同</u>	<u>301 戸</u>	
	<u>以上のとき。</u>	<u>同</u>	<u>295,000 円</u>
ウ	<p> <u>一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物（当該申請に係る当該申請において変更しない部分を含む。）に係るものを合計した額</u> </p> <p> (ア) <u>共同住宅等の住戸部分（既に当該認定都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項（同法第 55 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けた部分に限る。）</u> </p> <p> （a から i まで省略） </p> <p> (イ) <u>共用部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）</u> </p> <p> a <u>当該共用部分の床面積</u> </p>		

	の合計が 300 平方メートル	
	ル <u>未満</u> のとき。	55,000 円
	以下	
b	同	
	300 平方メートル	
	ル <u>以上</u> を超え、	
	2,000 平方メートル	
	トル <u>未満</u> のとき。	90,000 円
	以下	
c	同	
	2,000 平方メートル	
	ル <u>以上</u> を超え、	
	5,000 平方メートル	
	トル <u>未満</u> のとき。	140,000 円
	以下	
d	同	
	5,000 平方メートル	
	ル <u>以上</u> を超え、	
	10,000 平方メートル	
	トル <u>未満</u> のとき。	180,000 円
	以下	
e	同	
	10,000 平方メートル	
	トル <u>以上</u> を超え、	
	25,000 平方メートル	
	トル <u>未満</u> のとき。	215,000 円
	以下	
f	同	
	25,000 平方メートル	
	トル <u>以上の</u> を超える	
	とき。	250,000 円
(ウ)	非住宅部分（既に <u>モデル</u>	
	<u>当該認</u>	
	<u>建物法以外の評価方法によ</u>	
	<u>定を受けた部分</u>	
	<u>り当該認定を受けた部分で</u>	
	<u>当該申請における評価方法</u>	

がモデル建物法以外のもの

に限る。)

a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。 120,000 円

b 同
300 平方メートル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 2,000 平方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。 190,000 円

c 同
2,000 平方メートル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 5,000 平方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。 275,000 円

d 同
5,000 平方メートル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 10,000 平方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。 335,000 円

e 同
10,000 平方メートル $\frac{\text{以上}}{\text{を超え、}}$ 25,000 平方メートル $\frac{\text{未満}}{\text{以下}}$ のとき。 395,000 円

f 同
25,000 平方メートル $\frac{\text{以上の}}{\text{を超える}}$ とき。 450,000 円

(エ) 非住宅部分（既にモデル

建物法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法のものに限る。)

a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 48,500 円

b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 80,000 円

c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 130,000 円

d 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 165,000 円

e 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 195,000 円

f 同
25,000 平方メ

一トール以上のとき。235,000 円(オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)以外の
(エ) 及び(ウ)共同住宅等の住戸部分、共
用部分及び非住宅部分これらの部分について第 13
9 号の 18 ウの規定により算
出した額

(第 139 号の 22 省略)

(139) の 23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平
成 27 年法律第 53 号）第 29 条第 1
項の規定に基づく建築物エネル
ギー消費性能向上計画（同法第
30 条第 2 項の規定による申出を
しない場合で、かつ、同条第 1
項各号に掲げる基準に適合して
いることについて、あらかじめ
登録建築物調査機関等による審
査を受けたものに限る。）の認
定申請手数料は、認定の対象範
囲及び申請に係る住戸の数又は
床面積に応じ次に掲げる額とす
る。ア 一戸建ての住宅の場合1 件につき4,900 円イ 一戸建ての住宅以外の建築
物の住戸部分及び非住宅部分

（居住のために継続的に使用する室、廊下、玄関、階段その他の人の居住の用に供する建築物の部分（以下この号において「住宅部分」という。）以外の部分をいう。以下この号、次号、第 139 号の 26、第 139 号の 27 及び第 139 号の 29 において同じ。）又はそのいずれかの場合（当該建築物の全体について当該申請をしないものに限る。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該申請に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分

<u>a</u>	<u>同時申請住戸数が 1 戸</u> <u>のとき。</u>	<u>4,900 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u> <u>2 戸</u> <u>以上 5 戸以下のとき。</u>	<u>9,600 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u> <u>6 戸</u> <u>以上 10 戸以下のとき。</u>	<u>16,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u> <u>11 戸</u> <u>以上 25 戸以下のとき。</u>	<u>27,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u> <u>26 戸</u>	

以上 50 戸以下のとき。 45,000 円

f 同 51 戸

以上 100 戸以下のとき。 81,000 円

g 同 101

戸以上 200 戸以下のとき

。 130,000 円

h 同 201

戸以上 300 戸以下のとき

。 160,000 円

i 同 301

戸以上のとき。 170,000 円

(イ) 非住宅部分

a 非住宅部分の床面積の

合計が 300 平方メートル

未満のとき。 9,600 円

b 同

300 平方メートル

以上 2,000 平方メートル未

満のとき。 27,000 円

c 同

2,000 平方メートル

以上 5,000 平方メートル未

満のとき。 81,000 円

d 同

5,000 平方メートル

<u>以上 10,000 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
<u>e 同</u> <u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
<u>f 同</u> <u>25,000 平方メートル以上のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
<u>ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額</u>	
<u>(ア) 住戸部分</u>	
<u>a 住戸の総数が 1 戸のとき。</u>	<u>4,900 円</u>
<u>b 同 2 戸以上 5 戸以下のとき。</u>	<u>9,600 円</u>
<u>c 同 6 戸以上 10 戸以下のとき。</u>	<u>16,000 円</u>

<u>d</u>	<u>同</u>	<u>11 戸以上</u> <u>25 戸以下のとき。</u>	<u>27,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	<u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>45,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	<u>51 戸以上</u> <u>100 戸以下のとき。</u>	<u>81,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	<u>101 戸以</u> <u>上 200 戸以下のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	<u>201 戸以</u> <u>上 300 戸以下のとき。</u>	<u>160,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	<u>301 戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>170,000 円</u>
(イ)		<u>共用部分（住宅部分のう</u> <u>ち住戸部分以外の部分をい</u> <u>う。以下この号、次号、第</u> <u>139 号の 26、第 139 号の 27</u> <u>及び第 139 号の 29 において</u> <u>同じ。）</u>	
<u>a</u>		<u>共用部分の床面積の合</u> <u>計が 300 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>9,600 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u>	<u>300 平方メートル以</u> <u>上 2,000 平方メートル未満</u> <u>のとき。</u>	<u>27,000 円</u>

c 同
2,000 平方メートル以
上 5,000 平方メートル未満
のとき。 81,000 円

d 同
5,000 平方メートル以
上 10,000 平方メートル未
満のとき。 130,000 円

e 同
10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル
未満のとき。 160,000 円

f 同
25,000 平方メートル
以上のとき。 200,000 円

(ウ) 非住宅部分

a 非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満のとき。 9,600 円

b 同
300 平方メートル
以上 2,000 平方メートル未
満のとき。 27,000 円

c 同
2,000 平方メートル

以上 5,000 平方メートル未
満のとき。

81,000 円

d 同

5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メートル
未満のとき。

130,000 円

e 同

10,000 平方メート
ル以上 25,000 平方メート
ル未満のとき。

160,000 円

f 同

25,000 平方メート
ル以上のとき。

200,000 円

(139) の 24 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 29
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同法第 30 条第 2 項の規定による
申出をしない場合に限り、同条
第 1 項各号に掲げる基準に適合
していることについて、あらか
じめ登録建築物調査機関等によ
る審査を受けたものを除く。）
の認定申請手数料は、認定の対
象範囲及び申請に係る住戸の数

又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

1 件につき

34,000 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

38,000 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築

物の住戸部分及び非住宅部分

又はそのいずれかの場合（当

該建築物の全体について当該

申請をしないものに限る。）

は、1 件につき次に掲げる額

のうち当該申請に係るものを

合計した額

(ア) 住戸部分

a 同時申請住戸数が 1 戸

のとき。

34,000 円

b 同 2 戸

以上 5 戸以下のとき。

69,000 円

c 同 6 戸

以上 10 戸以下のとき。

97,000 円

d 同 11 戸

以上 25 戸以下のとき。

140,000 円

e 同 26 戸

	<u>以上 50 戸以下のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
f	<u>同</u> <u>51 戸</u>	
	<u>以上 100 戸以下のとき。</u>	<u>280,000 円</u>
g	<u>同</u> <u>101</u>	
	<u>戸以上 200 戸以下のとき</u>	
	<u>。</u>	<u>380,000 円</u>
h	<u>同</u> <u>201</u>	
	<u>戸以上 300 戸以下のとき</u>	
	<u>。</u>	<u>500,000 円</u>
i	<u>同</u> <u>301</u>	
	<u>戸以上のとき。</u>	<u>590,000 円</u>
(イ)	<u>非住宅部分（当該評価方</u>	
	<u>法がモデル建物法のもの</u>	
	<u>を除く。）</u>	
a	<u>非住宅部分の床面積の</u>	
	<u>合計が 300 平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>230,000 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル</u>	
	<u>以上 2,000 平方メートル未</u>	
	<u>満のとき。</u>	<u>370,000 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートル</u>	
	<u>以上 5,000 平方メートル未</u>	
	<u>満のとき。</u>	<u>530,000 円</u>

<u>d</u> <u>同</u> <u>5,000 平方メートル</u> <u>以上 10,000 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>650,000 円</u>
<u>e</u> <u>同</u> <u>10,000 平方メートル</u> <u>以上 25,000 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>770,000 円</u>
<u>f</u> <u>同</u> <u>25,000 平方メートル</u> <u>以上のとき。</u>	<u>870,000 円</u>
<u>(ウ)</u> <u>非住宅部分（当該評価方法がモデル建物法のものに限る。）</u>	
<u>a</u> <u>非住宅部分の床面積の</u> <u>合計が 300 平方メートル</u> <u>未満のとき。</u>	<u>87,000 円</u>
<u>b</u> <u>同</u> <u>300 平方メートル</u> <u>以上 2,000 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>150,000 円</u>
<u>c</u> <u>同</u> <u>2,000 平方メートル</u> <u>以上 5,000 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>	<u>240,000 円</u>

d 同
5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メートル
未満のとき。 310,000 円

e 同
10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル
未満のとき。 370,000 円

f 同
25,000 平方メートル
以上のとき。 440,000 円

ウ 一戸建ての住宅以外の建築物の場合（当該建築物の全体について当該申請をする場合に限り、同時に住戸部分及び非住宅部分について当該申請をする場合を含む。）は、1 件につき次に掲げる額のうち当該建築物に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分

a 住戸の総数が 1 戸のとき。 34,000 円

b 同 2 戸以上
5 戸以下のとき。 69,000 円

<u>c</u>	<u>同</u>	<u>6 戸以上</u> <u>10 戸以下のとき。</u>	<u>97,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	<u>11 戸以上</u> <u>25 戸以下のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	<u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>200,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	<u>51 戸以上</u> <u>100 戸以下のとき。</u>	<u>280,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	<u>101 戸以</u> <u>上 200 戸以下のとき。</u>	<u>380,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	<u>201 戸以</u> <u>上 300 戸以下のとき。</u>	<u>500,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	<u>301 戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>590,000 円</u>
<u>(イ)</u>	<u>共用部分</u>		
<u>a</u>	<u>共用部分の床面積の合</u> <u>計が 300 平方メートル未</u> <u>満のとき。</u>		<u>110,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u>	<u>300 平方メートル以</u> <u>上 2,000 平方メートル未満</u> <u>のとき。</u>	<u>180,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u>	<u>2,000 平方メートル以</u> <u>上 5,000 平方メートル未満</u>	

のとき。 280,000 円

d 同

5,000 平方メートル以
上 10,000 平方メートル未
満のとき。 360,000 円

e 同

10,000 平方メートル
以上 25,000 平方メートル
未満のとき。 430,000 円

f 同

25,000 平方メートル
以上のとき。 500,000 円

(ウ) 非住宅部分 当該部分の評価方法及び床
面積に応じイ(イ)又はウに掲
げる額

(139) の 25 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 29
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同法第 30 条第 2 項の規定による
申出をする場合に限る。）の認
定申請手数料は、1 件につき認
定の対象範囲及び申請に係る住
戸の数又は床面積に応じ前 2 号
に掲げる額と同項の規定による

申出に係る建築物又は建築設備
に応じ次に掲げる額を合計した
額とする。

ア 構造適合審査を必要としな
い建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする
建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額と構造適合

審査を必要とする一の建築物の床面積（当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積）に応じ第 139 号の 9 イに掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の 26 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第 31 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（同条第 2 項において準用する同法第 30 条第 2 項の規定による申出をしない場合で、かつ、同法第 31 条第 2 項において準用する同法第 30 条第 1 項各号に掲げる

<u>部分に限る。)</u>	
<u>a</u> <u>当該住戸部分の住戸の</u> <u>数が 1 戸のとき。</u>	<u>2,400 円</u>
<u>b</u> <u>同</u> <u>2 戸以上 5 戸以下の</u> <u>とき。</u>	<u>4,800 円</u>
<u>c</u> <u>同</u> <u>6 戸以上 10 戸以下の</u> <u>とき。</u>	<u>8,000 円</u>
<u>d</u> <u>同</u> <u>11 戸以上 25 戸以下の</u> <u>とき。</u>	<u>13,500 円</u>
<u>e</u> <u>同</u> <u>26 戸以上 50 戸以下の</u> <u>とき。</u>	<u>22,500 円</u>
<u>f</u> <u>同</u> <u>51 戸以上 100 戸以下</u> <u>のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
<u>g</u> <u>同</u> <u>101 戸以上 200 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>h</u> <u>同</u> <u>201 戸以上 300 戸以</u> <u>下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>i</u> <u>同</u>	

	<u>301 戸以上のとき。</u>	<u>85,000 円</u>
(イ)	<u>(ア)以外の住戸部分（当該申請において変更する部分に限る。）</u>	<u>当該住戸部分の住戸の数に応じ第 139 号の 23 イ(ア)に掲げる額</u>
(ウ)	<u>非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）</u>	
a	<u>当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>4,800 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
e	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メ</u>	

一トール以上 25,000 平方メ

一トール未満のとき。

80,000 円

f 同

25,000 平方メ

一トール以上のとき。

100,000 円

(エ) (ウ)以外の非住宅部分

当該部分の床面積に応じて
第 139 号の 23 イ(イ)に掲げる
額

ウ 一戸建ての住宅以外の建築

物の場合（当該建築物の全体

について当該申請をする場合

に限り、同時に住戸部分及び

非住宅部分について当該申請

をする場合を含む。）は、1

件につき次に掲げる額のうち

当該建築物（当該申請におい

て変更しない部分を含む。）

に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に当該認定

を受けた部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の

総数が 1 戸のとき。

2,400 円

b 同

2 戸以上 5 戸以下

のとき。

4,800 円

<u>c</u>	<u>同</u>	
	<u>6 戸以上 10 戸以下</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>8,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	
	<u>11 戸以上 25 戸以下</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	
	<u>26 戸以上 50 戸以下</u>	
	<u>のとき。</u>	<u>22,500 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	
	<u>51 戸以上 100 戸以</u>	
	<u>下のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	
	<u>101 戸以上 200 戸</u>	
	<u>以下のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	
	<u>201 戸以上 300 戸</u>	
	<u>以下のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	
	<u>301 戸以上のとき</u>	
	<u>。</u>	<u>85,000 円</u>

(イ) 共用部分（既に当該認定
を受けた部分に限る。）

a 当該共用部分の床面積
の合計が 300 平方メートル

	<u>ル未満のとき。</u>	<u>4,800 円</u>
b	<u>同</u>	
	<u>300 平方メートル</u>	
	<u>ル以上 2,000 平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>13,500 円</u>
c	<u>同</u>	
	<u>2,000 平方メートル</u>	
	<u>ル以上 5,000 平方メートル</u>	
	<u>未満のとき。</u>	<u>40,500 円</u>
d	<u>同</u>	
	<u>5,000 平方メートル</u>	
	<u>ル以上 10,000 平方メートル</u>	
	<u>ル未満のとき。</u>	<u>65,000 円</u>
e	<u>同</u>	
	<u>10,000 平方メートル</u>	
	<u>トル以上 25,000 平方メートル</u>	
	<u>トル未満のとき。</u>	<u>80,000 円</u>
f	<u>同</u>	
	<u>25,000 平方メートル</u>	
	<u>トル以上のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
(ウ)	<u>非住宅部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）</u>	<u>当該部分の床面積に応じイ(ウ)に掲げる額</u>
(エ)	<u>(ア)、(イ)及び(ウ)以外の住戸部分、共用部分及び非住宅</u>	

部分

これらの部分について第 13

9 号の 23 ウの規定により算

出した額

(139) の 27 建築物のエネルギー消

費性能の向上に関する法律第 31

条第 1 項の規定に基づく建築物

エネルギー消費性能向上計画（

同条第 2 項において準用する同

法第 30 条第 2 項の規定による申

出をしない場合に限り、同法第

31 条第 2 項において準用する同

法第 30 条第 1 項各号に掲げる基

準に適合していることについて

、あらかじめ登録建築物調査機

関等による審査を受けたものを

除く。）の変更認定申請手数料

は、認定の対象範囲及び申請に

係る住戸の数又は床面積に応じ

次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅の場合

(ア) 住宅の床面積が 200 平方

メートル未満のとき。

1 件につき

17,000 円

(イ) 同 200 平方

メートル以上のとき。

同

19,000 円

イ 一戸建ての住宅以外の建築

物の住戸部分及び非住宅部分
又はそのいずれかの場合（当
該建築物の全体について当該
申請をしないものに限る。）
は、1件につき次に掲げる額
のうち当該申請に係るものを
合計した額

(7) 住戸部分（既に建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第30条第1項
（同法第31条第2項におい
て準用する場合を含む。）
の規定に基づく建築物エネ
ルギー消費性能向上計画の
認定を受けた部分のうち、
当該申請において変更する
部分に限る。）

a 当該住戸部分の住戸の
数が1戸のとき。

17,000 円

b 同
2戸以上5戸以下の
とき。

34,500 円

c 同
6戸以上10戸以下の
とき。

48,500 円

<u>d</u> 同	
<u>11 戸以上 25 戸以下の</u>	
<u>とき。</u>	<u>70,000 円</u>
<u>e</u> 同	
<u>26 戸以上 50 戸以下の</u>	
<u>とき。</u>	<u>100,000 円</u>
<u>f</u> 同	
<u>51 戸以上 100 戸以下</u>	
<u>のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>g</u> 同	
<u>101 戸以上 200 戸以</u>	
<u>下のとき。</u>	<u>190,000 円</u>
<u>h</u> 同	
<u>201 戸以上 300 戸以</u>	
<u>下のとき。</u>	<u>250,000 円</u>
<u>i</u> 同	
<u>301 戸以上のとき。</u>	<u>295,000 円</u>

(イ) (ア)以外の住戸部分（当該
申請において変更する部分
に限る。）

当該住戸部分の住戸の数に
応じ第 139 号の 24 イ(ア)に掲
げる額

(ウ) 非住宅部分（既にモデル
建物法以外の評価方法によ
り当該認定を受けた部分で

当該申請における評価方法
がモデル建物法以外のもの
に限る。)

- | | | |
|----------|---|------------------|
| <u>a</u> | <u>当該非住宅部分の床面
積の合計が 300 平方メー
トル未満のとき。</u> | <u>115,000 円</u> |
| <u>b</u> | <u>同

300 平方メー
トル以上 2,000 平方メー
トル未満のとき。</u> | <u>185,000 円</u> |
| <u>c</u> | <u>同

2,000 平方メー
トル以上 5,000 平方メー
トル未満のとき。</u> | <u>265,000 円</u> |
| <u>d</u> | <u>同

5,000 平方メー
トル以上 10,000 平方メー
トル未満のとき。</u> | <u>325,000 円</u> |
| <u>e</u> | <u>同

10,000 平方メ
ートル以上 25,000 平方メ
ートル未満のとき。</u> | <u>385,000 円</u> |
| <u>f</u> | <u>同

25,000 平方メ
ートル以上のとき。</u> | <u>435,000 円</u> |

- (エ) 非住宅部分（既にモデル建物法により当該認定を受けた部分で当該申請における評価方法がモデル建物法のものに限る。）
- a 当該非住宅部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 43,500 円
- b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 75,000 円
- c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 120,000 円
- d 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 155,000 円
- e 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 185,000 円
- f 同

25,000 平方メ

ートル以上のとき。

220,000 円

(オ) (ウ)及び(エ)以外の非住宅部
分

当該部分の評価方法及び床
面積に応じ第 139 号の 24 イ
(イ)又は(ウ)に掲げる額

ウ 一戸建ての住宅以外の建築
物の場合（当該建築物の全体
について当該申請をする場合
に限り、同時に住戸部分及び
非住宅部分について当該申請
をする場合を含む。）は、1
件につき次に掲げる額のうち
当該建築物（当該申請におい
て変更しない部分を含む。）
に係るものを合計した額

(ア) 住戸部分（既に建築物の
エネルギー消費性能の向上
に関する法律第 30 条第 1 項
（同法第 31 条第 2 項におい
て準用する場合を含む。）
の規定に基づく建築物エネ
ルギー消費性能向上計画の
認定を受けた部分に限る。
）

<u>a</u>	<u>当該住戸部分の住戸の 総数が 1 戸のとき。</u>	<u>17,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u> <u>2 戸以上 5 戸以下 のとき。</u>	<u>34,500 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u> <u>6 戸以上 10 戸以下 のとき。</u>	<u>48,500 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u> <u>11 戸以上 25 戸以下 のとき。</u>	<u>70,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u> <u>26 戸以上 50 戸以下 のとき。</u>	<u>100,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u> <u>51 戸以上 100 戸以 下のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u> <u>101 戸以上 200 戸 以下のとき。</u>	<u>190,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u> <u>201 戸以上 300 戸 以下のとき。</u>	<u>250,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u> <u>301 戸以上のとき</u>	

。	<u>295,000 円</u>
(イ) <u>共用部分（既に当該認定を受けた部分に限る。）</u>	
<u>a 当該共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。</u>	<u>55,000 円</u>
<u>b 同</u>	
<u>300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>90,000 円</u>
<u>c 同</u>	
<u>2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>140,000 円</u>
<u>d 同</u>	
<u>5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>180,000 円</u>
<u>e 同</u>	
<u>10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。</u>	<u>215,000 円</u>
<u>f 同</u>	
<u>25,000 平方メートル以上のとき。</u>	<u>250,000 円</u>

(ウ) 非住宅部分（既にモデル
建物法以外の評価方法によ
り当該認定を受けた部分で
当該申請における評価方法
がモデル建物法以外のもの
に限る。）

当該部分の床面積に応じイ
ウに掲げる額

(エ) 非住宅部分（既にモデル
建物法により当該認定を受
けた部分で当該申請におけ
る評価方法がモデル建物法
のものに限る。）

当該部分の床面積に応じイ
エに掲げる額

(オ) (ア)、(イ)、(ウ)及び(エ)以外の
住戸部分、共用部分及び非
住宅部分

これらの部分について第 13
9 号の 24 ウの規定により算
出した額

(139) の 28 建築物のエネルギー消
費性能の向上に関する法律第 31
条第 1 項の規定に基づく建築物
エネルギー消費性能向上計画（
同条第 2 項において準用する同
法第 30 条第 2 項の規定による申
出をする場合に限る。）の変更

認定申請手数料は、1 件につき
認定の対象範囲及び申請に係る
住戸の数又は床面積に応じ前 2
号に掲げる額と同項の規定によ
る申出に係る建築物又は建築設
備に応じ次に掲げる額を合計し
た額とする。

ア 構造適合審査を必要としな

い建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す
る部分にあつては、当該増
加する部分の床面積））を
合計した面積に応じ第 134
号に規定する額

イ 構造適合審査を必要とする

建築物の場合

建築物の床面積（変更等に
係る場合においては、当該
変更等をする部分の床面積
の合計に 0.5 を乗じて得た
面積（ただし、建築物の計
画の変更で床面積の増加す

る部分にあつては、当該増加する部分の床面積))を合計した面積に応じ第 134 号に規定する額と構造適合審査を必要とする一の建築物の床面積(当該一の建築物のうち、申請時に建築基準法第 6 条の 3 第 7 項又は第 18 条第 10 項の規定による適合判定通知書又はその写しの提出があるものにあつては、当該提出に係る一の建築物の部分の床面積を除いた床面積)に応じ第 139 号の 9 イに掲げる額を合計した額

ウ 建築設備の場合

第 135 号ア及びイに掲げる手数料の区分に従い、それぞれ当該手数料の額と同一の額

(139) の 29 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 36 条第 1 項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定申請手数料は、当該建築物が同

法第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合しているかどうかの審査をする必要がある場合に限り、認定の対象となる建築物及び申請に係る住戸の数又は床面積に応じ次に掲げる額とする。

ア 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものを除く。）の場合

<u>(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。</u>	<u>1 件につき</u>	<u>29,000 円</u>
<u>(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。</u>	<u>同</u>	<u>34,000 円</u>

イ 一戸建ての住宅（当該評価方法が基準省令第 1 条第 2 号イ(2)及びロ(2)の基準による評価方法のものに限る。）の場合

<u>(ア) 住宅の床面積が 200 平方メートル未満のとき。</u>	<u>同</u>	<u>12,000 円</u>
<u>(イ) 同 200 平方メートル以上のとき。</u>	<u>同</u>	<u>14,000 円</u>

ウ 一戸建ての住宅以外の建築

物の場合は、1件につき次に

掲げる額のうち当該建築物に

係るものを合計した額

(7) 住戸部分（当該建築物の

全ての住戸の評価方法が基

準省令第1条第2号イ(2)及

びロ(2)の基準による評価方

法のものを除く。）

a 住戸の総数が1戸のと

き。

29,000 円

b 同 2戸以上

5戸以下のとき。

60,000 円

c 同 6戸以上

10戸以下のとき。

80,000 円

d 同 11戸以上

25戸以下のとき。

110,000 円

e 同 26戸以上

50戸以下のとき。

150,000 円

f 同 51戸以上

100戸以下のとき。

200,000 円

g 同 101戸以

上 200戸以下のとき。

250,000 円

h 同 201戸以

上 300戸以下のとき。

330,000 円

<u>i</u>	<u>同</u>	<u>301 戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>410,000 円</u>
(イ) <u>住戸部分（当該建築物の</u> <u>全ての住戸の評価方法が基</u> <u>準省令第 1 条第 2 号イ(2)及</u> <u>びロ(2)の基準による評価方</u> <u>法のものに限る。）</u>			
<u>a</u>	<u>住戸の総数が 1 戸のと</u> <u>き。</u>		<u>12,000 円</u>
<u>b</u>	<u>同</u>	<u>2 戸以上</u> <u>5 戸以下のとき。</u>	<u>24,000 円</u>
<u>c</u>	<u>同</u>	<u>6 戸以上</u> <u>10 戸以下のとき。</u>	<u>32,000 円</u>
<u>d</u>	<u>同</u>	<u>11 戸以上</u> <u>25 戸以下のとき。</u>	<u>44,000 円</u>
<u>e</u>	<u>同</u>	<u>26 戸以上</u> <u>50 戸以下のとき。</u>	<u>62,000 円</u>
<u>f</u>	<u>同</u>	<u>51 戸以上</u> <u>100 戸以下のとき。</u>	<u>79,000 円</u>
<u>g</u>	<u>同</u>	<u>101 戸以</u> <u>上 200 戸以下のとき。</u>	<u>98,000 円</u>
<u>h</u>	<u>同</u>	<u>201 戸以</u> <u>上 300 戸以下のとき。</u>	<u>130,000 円</u>
<u>i</u>	<u>同</u>	<u>301 戸以</u> <u>上のとき。</u>	<u>170,000 円</u>

(ウ) 共用部分

- a 共用部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のとき。 100,000 円
- b 同
300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のとき。 160,000 円
- c 同
2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のとき。 200,000 円
- d 同
5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のとき。 230,000 円
- e 同
10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のとき。 270,000 円
- f 同
25,000 平方メートル以上のとき。 300,000 円

(エ) 非住宅部分（当該評価方法が基準省令第 1 条第 1 号

口の基準による評価方法の
ものを除く。)

- | | |
|--|-------------------------|
| <p><u>a</u> <u>非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満のとき。</u></p> | <p><u>220,000 円</u></p> |
| <p><u>b</u> <u>同</u>

<u>300 平方メートル
以上 2,000 平方メートル未
満のとき。</u></p> | <p><u>340,000 円</u></p> |
| <p><u>c</u> <u>同</u>

<u>2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メートル未
満のとき。</u></p> | <p><u>450,000 円</u></p> |
| <p><u>d</u> <u>同</u>

<u>5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メートル
未満のとき。</u></p> | <p><u>520,000 円</u></p> |
| <p><u>e</u> <u>同</u>

<u>10,000 平方メート
ル以上 25,000 平方メート
ル未満のとき。</u></p> | <p><u>610,000 円</u></p> |
| <p><u>f</u> <u>同</u>

<u>25,000 平方メート
ル以上のとき。</u></p> | <p><u>670,000 円</u></p> |

(オ) 非住宅部分（当該評価方

法が基準省令第 1 条第 1 号
口の基準による評価方法の
ものに限る。)

a 非住宅部分の床面積の
合計が 300 平方メートル
未満のとき。

78,000 円

b 同
300 平方メートル
以上 2,000 平方メートル未
満のとき。

120,000 円

c 同
2,000 平方メートル
以上 5,000 平方メートル未
満のとき。

160,000 円

d 同
5,000 平方メートル
以上 10,000 平方メートル
未満のとき。

180,000 円

e 同
10,000 平方メート
ル以上 25,000 平方メート
ル未満のとき。

210,000 円

f 同
25,000 平方メート
ル以上のとき。

240,000 円

(139) の 30 (本文省略)

(139) の 23

(139) の 31 (本文省略)

(139) の 24

(第 140 号から第 163 号まで省略)